

令和3年1月1日廃棄

交指第1272号

令和元年11月25日

関係各所属長殿

交通指導課長

道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）  
本年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）により、本年12月1日から道路における交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等をはじめ「交通切符等の記載例」について、改正箇所を補正しましたので、別紙補正用紙を印刷の上、関係職員に配付し周知をお願いします。

なお、主な改正箇所及び補正箇所について別添資料を添付しますので、告知時には誤りのないよう併せてご指導をお願いします。

以上

(この係 交通指導課 [REDACTED])

交01-626

# 令和元年改正道路交通法に伴う主な手引きの補正について

主な法改正箇所及び手引きの補正箇所

## 【反則行為・自転車違反】

- ① 携帯電話使用等（保持）【145・146ページ】の罰条・反則金が変更  
※ 罰条が120・I（11）→118・I（3の2）に変更されました。
- ② 踏切に関する違反について記載方法が変更 【31・32・181・182ページ】  
※ 記載時に「しゃ断踏切」とひらがな使用が「遮断踏切」と漢字に変更
- ③ 定員外乗車【107ページ】の罰条が変更  
※ 罰条の一部が（10の2）→（11）に変更にされました。

## 【非反則行為】

- ④ 携帯電話使用等（交通の危険）【145・146ページ】が非反則行為に変更しました。（180ページ裏面に貼付をお願いします。）  
※ 罰条が119・I（9の3）→117の4（1の2）に変更されました。

## 【その他】

- ⑤ 各種変更に伴い、目次を3ページ変更
- ⑥ 非反則行為化、反則金の変更により、点数と反則金一覧表を変更 【204ページ】
- ⑦ 車両等の種別について、定格出力20kW以上の二輪自動車を大型自動二輪車として規定 【207ページ】  
※ 大型自動二輪車の説明が変更されています。

番号	反則(違反)行為の種類	適用 規制 大綱 型通 用付	反則金額	反則(違反)事項・罰則欄	
				本文 (①~⑨)項	補足事項(補足欄)
67 の 4	携帯電話使用等 (保持)	25181512 [3点]	□無線通話装置を使用 71(5の5)、118-I(3の2) (例) 約〇〇m進行	[違反態様明記] (例) 約〇〇m進行	
			□画像表示用装置を手で 保持して画像を注視 71(5の5)、118-I(3の2) (例) 約〇〇m進行	[違反態様明記] (例) 約〇〇m進行	

報告書・統欄	備考
<input type="radio"/> 略図記載 <input type="radio"/> 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 (例) ・持帯電話を右(左)手に保持し右(左)耳にあてていた。 ・交差点を右(左)折 ・右(左)から左(右)に車線変更 ・道路(道路外)から道路外(道路)へ進行 ・前車を右(左)から追い抜き	
<input type="radio"/> 略図記載 <input type="radio"/> 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。 	

- 145 -

- 146 -

180ページ裏面に貼付願います。(2ページを切り取らず貼付)

番号	違反行為	違反事項・罰則欄		報告書・統欄	備考
		本文 (①~⑨)	補足事項(補足欄)		
22	携帯電話使用等 (交通の危険) [6点]	□無線通話装置を使用 □画像表示用装置の 画像を注視 し、よって交通の危険 を生じさせた 71(5の5)、117の4(1の2)	[違反態様明記] (例) 道路交通に具体的な危険を生じさせたことを明記 1. 普通乗用車の直前を横切り急ブレーキをかけさせた。 2. 対向車線に進出し、対向車に急ブレーキをかけさせた。 3. 自転車に急ブレーキをかけさせた。 4. 歩行者を飛び退かせた。	<input type="radio"/> 略図記載 <input type="radio"/> 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること。	

- 180 - ①

- 180 - ②

54	定員外乗車◎7665	(1点)	□定員外乗車((人超過人のところ人)) 57-I-120-I(11) 令22(1) 注:(( ))の超過人員等 は、12歳未満の場合 は3人を2人として換 算のうえ記載する。 □定員外乗車((人超過人のところ人)) (原付) 57-I-120-I(11) 令23(1)	乗車人員と年齢別を明記 (例) 12歳以上○人 12歳未満○人 後部座席○人	を乗車させ ていた。 座席後部に乗車 ステップに乗車

番号	違反行為	違反事項・罰則欄	
		本文(①~②)	補足事項(参考補足欄)
1	遮断踏切り立入り	⑨その他 □{遮断途中} □{遮断後} 踏切り立入り 33-I-119-I(2) (過失犯119-I)	□踏切の手前で遮断機が閉じ {始めたの} {ている間}に通行

補足事項(参考補足欄)	
【違反態様別記】 (中)	
《無免許運転の場合》 ・公安委員会の運転免許を受けないで普通自動車を運転	
《免許車種と異なる車両を運転の場合》 ・普通免許で免許外の大型自動車を運転 ・普通免許で大型自動車を運転	
《免許効力停止中に運転の場合》 ・免許証の効力を停止(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○日間)されているのに普通自動車を運転 ・失効免許による運転の場合)	
・運転免許の効力を知りながら普通自動車を運転(平成○年○月○日失効)	
《二種免許が必要な車両を運転の場合》 ・二種免許による事業用車両運転 ・二種免許による普通自動車の代行運転	

171ページ



## 交通切符等の適用の対象となる車両等の種類

違反車両等		説明
機種	区分	
大型車(※後)	バス	乗車定員が30人以上のもの マイクロバス 車両総重量が11,000kg以上で、乗車定員が29人以下のもの
	貨物	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○車両総重量が11,000kg以上のもの ○最大積載量が6,500kg以上のもの
中型車(※後)	バス	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○乗車定員が1人以上29人以下のもの ○車両総重量が7,500kg以上11,000kg未満のもの
	貨物	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○車両総重量が5,000kg以上11,000kg未満のもの ○最大積載量が6,500kg以上6,500kg未満のもの
準中型車	乗用	乗車定員が10人以下のもの ○車両総重量が2,500kg未満のもの ○最大積載量が2,000kg未満のもの
	貨物	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○車両総重量が2,500kg以上4,500kg未満のもの
大型車	特種	カタピラを有する自走車、ロードローラ、グレーダ、スクレーバ等で小型特殊自動車以外のもの
路面電車		レールにより運転するもの
普通車	乗用	乗車定員が10人以下のもの ○車両総重量が2,500kg未満のもの ○最大積載量が2,000kg未満のもの
	貨物	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○車両総重量が2,500kg以上4,500kg未満のもの
小型車	四輪	三輪又は四輪の自動車、距離気量が460cc以下もののうち、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下のももの
	三輪	(次のいずれかの条件を満たすもの) ○距離気量20cc、定格出力0.75kwを超え、排気量50cc、走行出力0.8kw以下の原動機を有する三輪のもので、車重の割合が車体に開放されていないもの、又は総面積が0.5m <sup>2</sup> を超えるもの
二輪車	二輪	距離気量250ccを超えて400cc以下のもの(側車付を含む)
	三輪	距離気量125ccを超えて250cc以下のもの(側車付を含む)
添付車	二種	距離気量50ccを超えて125cc以下のもの(側車付を含む)、定格出力0.6kwを超えるもの
	三輪	距離気量50ccを超えて125cc以下のもの(側車付を含む)、定格出力0.6kw以下以下のもの
重機	四輪	カタピラを有する自動車、ロードローラ等で、最高速度が15km/hを超える速度を出すことができる走行装置であって長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下以下のもの(ハンドガード、安全キヤフ、安全フリーム等の他のそれに替する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のもの)あつては、2.0m以下
	三輪	距離気量50cc以下もののうち、定格出力0.6kw以下のものでミニカー以外のもの
走行機	二輪	距離気量50cc以下もののうち(側車付を含む)、定格出力0.6kw以下以下のもの
	三輪	距離気量50cc以下もののうち(側車付を含む)、定格出力0.6kw以下のもの
自転車	二輪	人若しくは幼物の力により、又は他の車両にけん引され、かフレールによらないで運転する車(ソリ及び牛馬を含む)、であって身体障害用の車いす及び児用の車以外のもの
	三輪	人若しくは幼物の力により、又は他の車両にけん引され、かフレールによらないで運転する車(ソリ及び牛馬を含む)、であって身体障害用の車いす及び児用の車以外のもの

※注 車両等の種類欄の「大型車」とは、反則金の区分に係るものである。(道路交通法施行令別表第5の備考の3の1参照)

報告書・統欄		備考
略記記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること (例)		

略記記載  
現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載すること  
(例)

・遮断機が下がり始めているのに踏切内に進入  
・遮断機を押し上げ踏切内に進入

15	道路外出右左折合図車妨害	19
16	法定横断等禁止違反	21
17	指定横断等禁止違反	21
18	車間距離不保持	21
18の2	高速自動車国道等車間距離不保持	21
19	進路変更禁止違反	23
20	追いつかれた車両の義務違反	23
21	追越し違反	25
22	路面電車後方不停止	29
23	乗合自動車発進妨害	29
24	削込み等	31
25	踏切不停止等	31
26	遮断踏切立入り	31
27	交差点右左折方法違反	33
28	交差点右左折等合図車妨害	37
29	指定通行区分違反	39
30	交差点優先車妨害	39
31	優先道路通行車妨害等	41
32	交差点安全進行義務違反	41
33	環状交差点左折等方法違反	43
34	環状交差点通行者妨害等	43
35	環状交差点安全進行義務違反	43

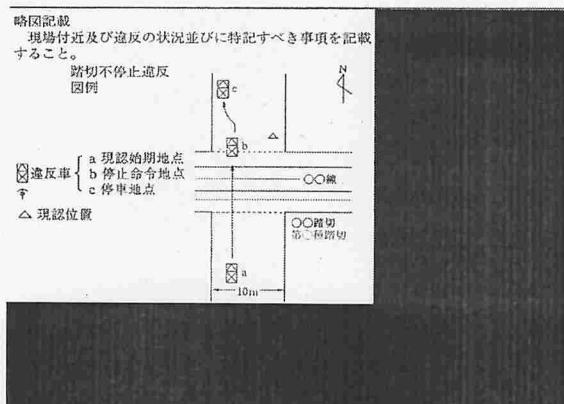
55	制限外許可条件違反	109
56	牽引違反	109
57	原付牽引違反	109
58	整備不良(制動装置等)	111
59	整備不良(尾灯等)	115
60	運行記録計不備	137
61	安全運転義務違反	137
62	泥はね運転	137
63	幼児等通行妨害	139
64	安全地帯徐行違反	139
65	転落等防止措置義務違反	141
66	安全不確認ドア開放等	143
67	停止措置義務違反	143
67の2	騒音運転等	143
67の3	初心運転者等保護義務違反	143
67の4	携帯電話使用等(保持)	145
68	公安委員会遵守事項違反	147
68の2	消音器不備	149
68の3	大型自動二輪車等乗車方法違反	149
68の4	初心運転者標識表示義務違反	149

7022	車輪止め標章破損・汚損・取り除き	165
8	乗車積載方法違反	167
9	積載物重量制限超過	167
9の2	積載物重量制限超過(大型等10軸以上)	167
10	積載物大きさ制限超過	167
11	積載方法制限超過	169
12	軽車両の牽引違反	169
13	普通自転車の通行区分違反	169
14	警察官等の自転車通行方法指示違反	169
15	無免許・酔い等	171
16	安全運転義務違反(物損事故を伴う場合)	173
16の2	公安委員会遵守事項違反	173
17	警察官高進道路等通行禁止等違反	173
18	道路における禁止行為の違反	175
18の2	無許可道路使用	175
19	無資格運転	177
20	仮免許運転違反	179
21	免許証の記載事項変更届出違反	179
22	携帯電話使用等(交通の危険)	180-1

### III 自転車の違反

1	遮断踏切立入り	181
---	---------	-----

3 2 ページ



3 1 ページ

26	遮断踏切り立入り (2点)	遮断途中 遮断後 踏切立入り 登報中 33-II, 119-I(2)					〔違反態様明記〕 (例) ・踏切の手前で警報し遮断機が閉じはじめたのに一時停止したがせずに通行 (過失犯119-II)
		15	12	9	7		

交通違反の種類	点数	酒気帯び0.25未満	反則金の額				
			大型	普通	二輪	原付	小特
歩行者用直路通行違反	2	14	9	7	6	5	
通行区分違反	2	14	12	9	7	6	
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	9	7	6	5	
急ブレーキ禁止違反	2	14	9	7	6	5	
法定横断等禁止違反	2	14	9	7	6	5	
追越し違反	2	14	12	9	7	6	
路面電車後方不停止	2	14	9	7	6	5	
踏切不停车等	2	14	12	9	7	6	
遮断踏切立ち入り	2	14	15	12	9	7	
優先道路通行車妨害等	2	14	9	7	6	5	
交差点安全運行義務違反	2	14	12	9	7	6	
横断歩行者等妨害等	2	14	12	9	7	6	
徐行場所逾反	2	14	9	7	6	5	
指定場所一時不停止等	2	14	9	7	6	5	
10割以上		大型	6	16			
積載物重量制限違反	5割以上10割未満	普通等	3	15	35	30	25
		大型	3	15	40		
		普通等	2	14	30	25	20
	5割未満	大型	2	14	30		
		普通等	1	14	25	20	15
整備不良	制動装置等	2	14	12	9	7	6
尾灯等		1	14	9	7	6	5
安全運転義務違反		2	14	12	9	7	6
幼児等通行妨害		2	14	9	7	6	5
安全地帯通行違反		2	14	9	7	6	5
携帯電話使用等	交通の危険	6	16				
騒音迷惑等		3	15	25	18	15	12
消音器不備		2	14	7	6	6	5
大型自動二輪車等乗車方法違反		2	14			12	
高速自動車国道等措置命令違反		2	14				

報告書・続編	備考
略図記載 現場付近及び違反の状況並びに特記すべき事項を記載 (例) 西から東に向い約100m進行	※ 普通版免許證で原付車両を運転した場合は免許車種と異なる車両の運転となる。

## 二輪免許の限定免許種別

区分 免許の種類	運転できる二輪車	免許証記載の略語
大型二輪免許	すべての二輪車	大自二
普通二輪免許	総排気量400cc以下の二輪車	普自二
小型限定普通二輪免許	総排気量125cc以下の二輪車	普自二

注：免許証の条件欄に「普通二輪は小型二輪に限る」及び「普通二輪はAT車に限る」等の条件が付されている場合があるので注意すること。  
ただし、「二輪車は排気量0.650ℓ以下のAT車に限る」については、令和元年12月1日をもって、その規定が削除された。

携帯電話使用等（保持）  
補正要領

罰条のみ1線訂正をしてください。  
※必ず訂正印を押してください。

⑧ 携帯電話  無線通話装置を使用  
使用等(保持) 71(5の5)、120・1(1)  
118・I(3の2)

9

補足欄  約〇〇m進行

画像表示用装置を手で保持して画像を注視  
71(5の5)、120・1(1)

⑧ 携帯電話  無線通話装置を使用  
使用等(保持) 71(5の5)、120・1(1)  
118・I(3の2)

9

補足欄  約〇〇m進行

画像表示用装置を手で保持して画像を注視  
71(5の5)、120・1(1)

上記例のとおり罰条のみ訂正してください。